

秋田市被災建築物応急危険度判定要綱

〔平成24年3月15日〕
市長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害（以下「二次災害」という。）を防止し、市民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災建築物応急危険度判定 二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、危険の程度の判定、表示等を行うことをいう。
- (2) 被災建築物応急危険度判定士 被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）の業務に従事する者として、秋田県知事の認定を受けた者をいう。
- (3) 被災建築物応急危険度判定コーディネーター 判定の実施に当たり、被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「判定実施本部」という。）、秋田県知事が設置する被災建築物応急危険度判定支援本部（以下「判定支援本部」という。）および災害対策基本法（昭和36年法律第36号）第23条第1項の規定により市長が設置する災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）と被災建築物応急危険度判定士との連絡調整を行う行政職員ならびに社団法人秋田県建築士会ならびに社団法人秋田県建築士事務所協会（以下「建築関係団体」という。）に属する者で判定の業務に精通したものをいう。

(判定の実施)

第3条 市長は、地震により多くの建築物が被災した場合は、判定実施本

部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施するものとする。

(判定実施の決定)

第4条 災害対策本部長（秋田市災害対策本部条例（昭和59年秋田市条例第23号）第2条第1項に規定する災害対策本部長をいう。以下同じ。）は、二次災害の発生のおそれがあると判断したときは、直ちに判定の実施を決定するものとする。

(判定実施本部の設置)

第5条 災害対策本部長は、前条の規定により判定の実施を決定したときは、判定実施本部を設置するものとする。

(県との連絡調整等)

第6条 災害対策本部長は、判定実施本部および被災地等における判定拠点の設置を決定したときは、秋田県建設部建築住宅課長に速やかに連絡するものとする。

2 判定実施本部の長（以下「判定実施本部長」という。）は、判定支援本部が設置されたときは、判定支援本部の長に対し現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議し、又は調整するものとする。

(判定対象区域および対象建築物の決定等の基準)

第7条 市長は、あらかじめ地震の規模、被災建築物等を推定し、優先的に判定を行うべき施設、区域および判定対象建築物の決定等の基準を整備しておくものとする。

(判定業務従事者の確保等)

第8条 市は、建築関係団体の協力を得て、あらかじめ被災建築物応急危険度判定士、被災建築物応急危険度判定コーディネーターその他の判定業務従事者（以下「応急危険度判定士等」という。）の動員計画を作成するとともに、判定の実施を決定した場合は、必要な応急危険度判定士等の速やかな確保に努めるものとする。

2 市は、地震災害に備え、判定実施本部の体制について、あらかじめ整備をしておくものとする。

(県に対する支援要請)

第9条 判定実施本部長は、必要に応じて判定支援本部に対し応急危険度判定士等の派遣、判定用資機材の調達等について、支援要請を行うものとする。

(判定の方法)

第10条 判定は、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定める応急危険度判定調査表を用いて実施するものとする。

(判定結果の表示)

第11条 判定を行った被災建築物については、判定結果に基づき、当該建築物の見やすい場所に「危険」、「要注意」又は「調査済」のいずれかの表示を行うものとする。

(判定区域までの移動方法等)

第12条 判定実施本部長は、判定の実施決定後、被災状況等を勘案し、応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法を速やかに決定するものとする。

2 判定実施本部長は、必要に応じ応急危険度判定士等の食糧の準備、宿泊場所の確保等を行うものとする。

(判定用資機材の調達および備蓄)

第13条 判定実施本部長は、判定に必要な資機材の調達および備蓄を行うものとする。

(判定制度の周知)

第14条 市は、判定体制の充実のため、秋田県と協力して広報等を行い、判定の制度の周知に努めるものとする。

(判定業務における補償)

第15条 市長は、民間の応急危険度判定士等を判定の業務に従事させる場合は、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度に加入するものとする。

(判定に係る支援)

第16条 市長は、秋田県を通じて判定に係る支援の要請を受けた場合は、可能な限り必要な支援を行うものとする。

(財政上の措置等)

第17条 災害対策本部長は、判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。